

現場技術業務委託契約書 新旧対照表

※赤字下線部:改定箇所

改正後	現 行	備考
現場技術業務委託契約書 （略）	現場技術業務委託契約書 （略）	（略）
第一条～第二十二條 （略）	第一条～第二十二條 （略）	（略）
<u>（賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）</u> <u>第二十三條 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激な賃金水準の変動が生じ、業務委託料の額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更を請求することができる。</u> <u>2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料の額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の1，000分の10を超える額につき、業務委託料の額の変更に応じなければならない。</u> <u>3 発注者は、第1項に基づく請求のあった日を基準日と設定するとともに、変動前業務委託料の額および変動後業務委託料の額について、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価に基づき、受注者と協議して定める。</u> <u>4 第3項の基準日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の規定による請求を行った日又は受けた日から14日以内に設定し、受注者に示すものとする。</u>	<u>（新設）</u>	（新設）
第二十 <u>四</u> 条～第五十 <u>四</u> 条 （略）	第二十 <u>三</u> 条～第五十 <u>三</u> 条 （略）	（条ずれ）
（以下、省略）	（以下、省略）	